

各位

小浜信用金庫

中途解約利率の一部変更に伴う預金規定の改定について

小浜信用金庫（理事長 濱詰 健二）は、令和7年4月1日（火）より中途解約利率の一部を見直すことから、以下の預金規定について改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、今般の改定につきましては、令和7年4月1日（火）以降が預入日となる新規口座および自動継続口座に適用させていただきます。

記

1. 金利変更日

令和7年4月1日（火）

2. 改定する規定

- 期日指定定期預金規定《非自動継続型》
- 期日指定定期預金規定《自動継続型》
- 自由金利型定期預金（M型）規定《非自動継続型》
- 自由金利型定期預金（M型）規定《自動継続型》
- 自動継続定額複利預金規定
- 定期積金（スーパー積金）規定

3. 変更内容

(1) 定期預金

預入期間	6か月未満 中途解約時 変更前利率	6か月未満 中途解約時 変更後利率
1か月	普通預金利率	約定利率×40%
3か月	普通預金利率	約定利率×40%
6か月	普通預金利率	約定利率×40%
1年	普通預金利率	約定利率×40%
2年	普通預金利率	約定利率×40%
3年	普通預金利率	約定利率×30%
4年	普通預金利率	約定利率×30%
5年	普通預金利率	約定利率×20%

※ 預入より6か月経過後の中途解約利率に変更はありません。

(2) 定額複利預金、期日指定定期預金

預入日から6か月未満の適用利率

変更前	変更後
普通預金利率	約定利率×40%

※ 預入より6か月経過後の中途解約利率に変更はありません。

(3) 定期積金

▶ 「掛込未了のまま満期到来」で支払

変更前	変更後
普通預金利率	約定利率×80%

▶ 「掛込未了で満期日未到来」または「掛込完了で満期日未到来」の場合
現在は全て普通預金利率で解約しているが下表のとおり変更

	預入期間	
預入終了日	6か月以上3年未満	3年以上
2年未満	約定利率×20%	約定利率×10%
2年以上	約定利率×40%	約定利率×30%
3年以上	—	約定利率×60%

4. その他

詳しい内容については、各営業店窓口または下記「本件に関するお問い合わせ先」にてご確認ください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】
小浜信用金庫 業務部（正木 松本）TEL 0770-53-2127